全国高総文祭参加に伴う楽器等運搬費補助について

以下の規定及び書式等を，宮城県高文連「全国高等学校総合文化祭参加事業補助金の手引き」の後ろに追加する。

楽器等運搬費補助金交付規程

（１）県高文連は，全国高等学校総合文化祭への参加に伴う楽器及び大道具の運搬に要する経費について，補助金を交付する。

（２）補助金の交付対象は，全国高等学校総合文化祭開催都道府県実行委員会会長による参加校決定書に基づき，演劇部門，吹奏楽部門，マーチングバンド・バトントワリング部門，器楽・管弦楽部門，日本音楽部門，郷土芸能部門に参加する団体とする。

（３）補助金の額は一団体につき5万円とし，特別会計１「全国高総文祭派遣事業基金」の運搬費の項目より支出する。

（４）補助金の交付は概算払いとし，団体が所属する専門部の指定口座に一括して振り込むものとする。

（５）補助金の交付を受けた団体は，大会終了後，収支報告書を専門部理事に提出し，専門部理事は，楽器等運搬費補助金決算書を指定の期日までに県高文連会長に提出する。

（６）補助金の交付を受けた団体は，残金が生じた場合，県高文連会長が別に定める方法により，速やかに返納する。





